

令和 7 年度 優良看護職員表彰実施要項

1 趣旨

多年にわたり看護業務に献身的に従事し、顕著な功績のあった者を表彰し、日頃の功労に報いるとともに他の模範とし、もって、看護事業の一層の発展を図る。

2 表彰区分

表彰は、茨城県知事表彰及び公益社団法人茨城県看護協会会長表彰とする。

3 推薦方法

(1) 会員施設の長(※)は、所属の看護職員の中から茨城県知事表彰及び公益社団法人茨城県看護協会会長表彰候補者を別紙様式 1、2、3 により茨城県看護協会会長あて推薦する。なお、推薦者が複数の場合は優先順位をつける。

また、本会理事は、本会会員の中から茨城県知事表彰及び公益社団法人茨城県看護協会会長表彰候補者を推薦することができる。

※看護部長、訪問看護ステーション管理者以外にも理事長、院長、施設長も含む

(2) 茨城県知事表彰候補者については、茨城県看護協会会長が選考委員会の選考を経て茨城県知事に推薦する。

4 茨城県知事表彰及び公益社団法人茨城県看護協会会長表彰推薦基準

知事表彰基準	協会長表彰基準	共通表彰基準
①公益社団法人茨城県看護協会長の推薦があること ②年齢が 50 歳以上である者 ③原則として公益社団法人茨城県看護協会長の表彰を受け、概ね 3 年以上経過している者 ④過去に看護業務における厚生労働大臣及び同様の茨城県知事(例：茨城県救急医療功労者知事表彰、地域ケア知事賞など)の表彰を受けていない者 ⑤原則として、現職の県職員を除く。(いばらき看護の祭典開催年の 4 月 1 日を基準日とする。)	①当該年度 4 月 1 日現在、茨城県看護協会正会員であり、茨城県看護協会正会員歴が通算 20 年以上の者(他都道府県の正会員歴も含む) ②年齢が 45 歳以上である者 ③公益社団法人茨城県看護協会の発展向上のために貢献した者 ④公益社団法人茨城県看護協会会長の表彰を受けた者は除く	①保健師、助産師、看護師、准看護師の免許取得後 20 年以上看護業務に従事しており、そのうち県内に 10 年以上就業している者 但し、他県における就業歴(5 年以上)を加算することができる。 ②就業態度が勤勉で、かつ人格が高潔であって他の模範の者 ③看護業務の啓発、看護技術の改善又は看護職員の指導養成について功績顕著な者 ④かつて厚生労働大臣の表彰を受けた者は除く ⑤過去において刑罰を受けた者は除く

5 推薦書類

推薦者は次に掲げる書類を茨城県看護協会長あて提出する。

- (1) 推薦書 「様式 1」
- (2) 功績調書 知事表彰「様式 2-1」 協会長表彰「様式 2-2」
- (3) 履歴書 「様式 3」

6 選考委員会及び選考方法

- (1) 表彰を受ける者を選考するため、茨城県看護協会に選考委員会を置く
- (2) 選考委員会は常務理事会の役員をもって構成する。
- (3) 選考委員会は、施設長からの推薦のあった候補者について審議する。

①選考人員は 50 名程度とする

②推薦者が複数の場合に、施設長がつけた優先順位については、選考委員会の選考結果と必ずしも同一ではない場合がある。

附則

- 1 この要項は平成 20 年 11 月 15 日から施行する。

附則

- 1 この要項は平成 22 年 1 月 25 日から施行する。

附則

- 1 この要項は平成 24 年 11 月 19 日から施行する。

※「社団法人茨城県看護協会」を「公益社団法人茨城県看護協会」に変更。

附則

- 1 この要項は平成 26 年 12 月 19 日から施行する。

※知事表彰基準③「原則として公益社団法人茨城県看護協会長の表彰を受け、概ね 3 年以上経過している者」を追加。

附則

- 1 この要項は平成 29 年 11 月 27 日から施行する。

※知事表彰基準⑤「原則として、現職の県職員を除く。(いばらき看護の祭典開催年の 4 月 1 日を基準日とする。)」を追加。

附則

- 1 この要項は令和 4 年 10 月 21 日から施行する。

附則

- 1 この要項は令和 6 年 10 月 18 日から施行する。